平成	年	日	日
一一 刀X		Н	Н

						半成	年	月	Ħ			
礻	社会福祉法人	岡山県社	上会福祉協	協議会長	長 殿							
			修学生活	央定番号	<u> </u>							
			住	戸	f							
			氏	名	7				(E)			
	修学生停学等の処分に関する届											
下記のとおり処分を受けましたので、岡山県介護福祉士修学資金等貸付規程第14条第2号の規定に基づき、届け出ます。												
					記							
1	処分の内容											
2	処分の日		年	月	日							
3	処分の期間		年	月	日から	年	月	日まで				
4	修学資金受領	頁期間		年	月分から	年	月分	まで				
停学等の処分について上記のとおり相違ないことを認めます。												
	年	月日	3									
	養成施設											
	養成施認			· 远設長			E	:[]				